

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 観光振興課

|           |   |
|-----------|---|
| 不利益処分の内容  | 栃木市観光情報物産館の利用の制限  |
| 根拠法令等及び条項 | 栃木市観光情報物産館条例第9条   |
|           | 根拠条項<br>栃木市観光情報物産館条例第9条   |
|           | 参考事項  |
| 設定等年月日    | 平成31年 4月 1日設定<br>平成 年 月 日最終変更   |
| 処分基準      | <p>【 基 準 】</p> <p>栃木市観光情報物産館条例抜粋<br/>（利用の制限）</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理運営上支障があると認めるとき。</p> |